



特定空家等に対する略式代執行の実施について

令和7年12月25日付けで公告を行った呉市内神町102番1の特定空家等について、指定した措置期限までに所有者等が行うべき措置が実施されなかったため、空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項の規定により、次のとおり略式代執行を実施します。

1 特定空家等の概要

- (1) 所在地 呉市内神町102番1
- (2) 用途 一戸建て住宅
- (3) 構造 木造瓦葺平屋建

2 所有者が行うべき措置の内容

建築物等の全部（擁壁等の構造に影響する範囲を除く。）を除却すること。

3 代執行宣言

令和8年1月23日（金） ※天候その他による延期の場合有
午前9時より略式代執行宣言を行います。

4 位置図及び状況写真

位置図

